

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第百四十一条第一項第五号及び第八号ロの規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乗ずる率を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

平成十九年八月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

一 金融商品取引所に上場されている株券 百分の七十

二 国債証券 百分の九十五

三 地方債証券（その発行に際して元引受契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）が金融商品取引業者又は登録金融機関により締結されたものに限る。） 百分の八十五

四 特別の法律により法人の発行する債券

イ 政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの 百分の九十

ロ イに掲げるもの以外のもの 百分の八十五

五 金融商品取引所にその株券が上場されている会社（外国会社を除く。）が発行する円貨社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者又は登録金融機関により締結されたものに限る。）

イ 新株予約権付社債券であるもの 百分の八十

ロ イに掲げるもの以外のもの 百分の八十五

六 外国又は外国法人の発行する円貨債券であつて金融商品取引所に上場されているもの 百分の八十五

七 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十一に規定する債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者又は登録金融機関により締結されたものに限る。） 百分の九十

八 投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場されているもの又は社団法人投資信託協会が前日の時価を公表するものに限る。）

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）の受益証券 百分の八十五

ロ イに掲げるもの以外のもの 百分の七十

件名

顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件